

日進市教育委員会定例会（令和7年11月）会議録

1. 日時

令和7年11月12日（水曜日）午後2時から

2. 場所

市役所本庁舎4階 第3会議室

3. 出席者

〔教育長・委員〕

岩田憲二（教育長）、武田立史（教育長職務代理者）、小林秀一、伊藤志門、市来ちさ、吉田優香理

〔事務局〕

伊東あゆみ（副教育長）

生涯学習部

長原範幸（生涯学習部長）、高柳秀史（学習政策課長）、
大鐘徹也（学び支援課長）、齋藤誠（図書館長）

学校教育部

棚瀬浩三（学校教育部長）、蛭牟田弘樹（学校教育部主任指導主事）、
桃原勇二（学校教育課長）、加藤良（学校教育課指導主事）、
藤森祐紀（学校教育課指導主事）
岡田剛（学校給食センター所長）

〔書記〕

鳥居泰秀（学習政策課課長補佐）、海野享子（学習政策課主任主査）、
樋口舞子（学習政策課主事）

4. 欠席者

なし

5. 傍聴の可否及び有無

傍聴可 5名

6. 会議録署名者

岩田教育長、武田委員、吉田委員

7. 議事の経過

（開会）

（前回会議録の承認）

（諸般の報告）

（議事）

議案第65号 日進市立学校管理規則の一部改正について【学校教育課】

- 議案第66号 日進市共同学校事務室設置要綱の一部改正について【学校教育課】
- 議案第67号 日進市立小・中学校施設等の地域開放に関する取扱要領の一部改正について【学習政策課】
- 議案第68号 令和7年度日進市一般会計（教育委員会所管部分）補正予算について【学び支援課外】
- 議案第69号 日進市民会館及び日進市ふれあい工房の指定管理者の候補者の選定について【学び支援課】
- 議案第70号 令和8年度教職員定期人事異動方針について【学校教育課】
- (報告事項)
教育長報告
・日進市いじめ防止基本方針の改定について〔資料No. 1〕
事務局報告
- 【学習政策課】
・第2次日進市教育振興基本計画の中間見直し（案）について〔資料No. 2〕
・教育委員会の後援等名義使用等について〔資料No. 3〕
・事業等報告について〔資料No. 4〕
- 【学び支援課】
・日進市民会館ネーミングライツパートナー選定における審査結果について〔資料No. 5〕
・事業等報告について〔資料No. 6〕
- 【図書館】
・事業等報告について〔資料No. 7〕
- 【学校教育課】
・事業等報告について〔資料No. 8〕
- 【学校給食センター】
・事業等報告について〔資料No. 9〕
- (行事予定) (令和7年11月13日から12月10日まで)
- (その他)
- (閉会)

8. 次回会議日程

定例会

日時：令和7年12月10日（水曜日） 午後2時から

場所：市役所本庁舎4階 第3会議室

発言者及び発言内容

教育長

ただ今から令和7年11月定例教育委員会を開会します。

会議規則の定めるところにより議事を進めさせていただきます。

本日は、全委員が出席していますので、会議は成立いたします。

本日の会議録署名者は、武田委員、吉田委員、わたし（教育長）です。会議録調製者は、学習政策課 樋口とします。

本日の会議には5名の傍聴の申し出がありますが、ご異議はございませんか。

(全員異議なし)

それでは傍聴者をお通しください。

(傍聴者入室)

傍聴の方は、傍聴のマナーをお守りいただきますようお願いいたします。

では、次第2、令和7年10月定例教育委員会の会議録の承認についてですが、あらかじめ配付しております会議録案の内容に、ご異議はございませんか。

(全員異議なし)

それでは、令和7年10月定例教育委員会の会議録について賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

それでは、会議録を承認とします。

次に、次第3、諸般の報告です。私から7点、報告させていただきます。

10月7日、学校訪問ではありませんが、指導に苦勞している児童生徒の実態を見てほしいという要望を受け、中日青葉学園の授業の様子を視察してまいりました。当日はちょうど愛知県副知事も視察に来られており、一部ではありますが、情報交換をさせていただきました。

10月10日、西小学校の給食懇談会に、市長とともに参加いたしました。子どもたちが考えた優秀献立を、子どもたちと会話をしながら楽しくいただきました。帰りがけには、廊下にいた高学年の児童と市長が校歌を一緒に歌う姿が見られ、その微笑ましい光景を大変嬉しく思いました。

10月11日、日進市立図書館で行われた中学校提案型研修のプレゼンテーションに出席いたしました。今回は、日進中学校と日進西中学校の2校からの応募でしたが、子どもたちが自ら考えた素敵な提案であり、大変感心いたしました。今後も、子どもたちの夢を応援していきたいです。

同じく10月11日、愛知学院大学のグラウンドで行われた「第2回日進市陸上競技記録会」に出席いたしました。12月に行われる愛知県市町村対抗駅伝競走大会の選手選考も兼ねていますが、走ることを楽しんでいる子どもたちも年々増えてきており、嬉しく思いました。

10月25日、中日青葉学園で行われた「青葉まつり」に参加いたしました。今年も、例年にも増して子どもたち自身が主役となり、祭りを盛り上げていました。会場には、日頃一緒に生活することが難しい保護者の方々も来場されており、嬉しそうに話をしたり食事をしたりする姿が見られました。やはり、温かい家庭が一番だと感じました。

11月3日、日進市民会館小ホールで行われた「にっしんミニヤングフェスタ2025」に参加いたしました。今年は工事の関係で大ホールが使用できませんでしたが、子どもたちは日頃の練習の成果を遺憾なく発揮し、フェスタを楽しんでいました。

11月9日、令和7年度日進市一斉防災訓練に参加いたしました。初めての試みではありましたが、多くの課題を見つけることができ、子どもたちにとっても良い学びになったと感じております。

私からは以上です。

このほか、ご報告ありますでしょうか。

委員

私から3点、報告させていただきます。

10月6日、赤池小学校の学校訪問に出席いたしました。

学校について校長先生や教頭先生からお話いただきました。授業は6年生を見学し、「自分の生き方を考える」をテーマにグループで話し合いを行う場面では、女子児童のほうが活発で目立っていたという印象を受けました。また、保健の先生からは、児童の視力低下の割合が年々増えているとのお話があり、デジタル化や端末利用の増加も踏まえ、生活習慣を見直す必要があるのではないかと述べられておりました。さらに、姿勢が悪い児童が多くみられるため、良い姿勢を身に付けられるよう、指導に努めていきたいとのお話も伺いました。

10月19日、「第40回日進市民俗芸能発表会」へ行ってきました。前半の部の発表を拝見しましたが、各保存会の皆様が日頃の活動の成果を発表されておりました。会長の挨拶では、演者の高齢化が進み、伝承の継続が危ぶまれている現状について述べられ、参加した子どもたちへの期待を語っておられました。

11月6日、西小学校の運動会に出席いたしました。児童の皆さんが大変元気よく、各表現種目や競技種目に取り組む様子が印象的でした。特に、6年生の全員リレーは大いに盛り上がり、こちらも楽しく見学させていただきました。

委員

私から2点、報告させていただきます。

10月23日、日進北中学校の体育大会に出席いたしました。今年は「北中の舞」が最後の披露ということで、3年生が舞を披露していました。今後「北中の舞」を見ることができないのは寂しいことではありますが、伝統の締めくくりにふさわしい力強い舞であり、深く感動いたしました。

11月10日、南小学校の学校訪問に出席いたしました。当日は1クラスが学級閉鎖となっておりましたが、他の学級では元気に授業が行われておりました。授業を見学した中で特に印象に残ったのは、5年生の道徳の授業です。「より良い学級を目指して」という題材のもと、児童たちは積極的に話し合いをしていました。その中で「いろいろな人の立場になって考え、行動する」という意見があり、5年生とは思えない深い考えに感心いたしました。この授業で学んだことを生かし、今後さらに成長してほしいと感じました。

委員

私から3点、報告させていただきます。

10月16日、日進中学校の学校訪問に出席いたしました。最初の説明では、自転車通学を廃止してから5年が経過し、自転車事故が減少したことが良かったというお話がありました。一方で、日進中学校は学区が南北に長いため、学区端部の生徒は保

護者による送迎が多く、ロータリーがないことが大変不便であるというご意見も伺いました。

また、先ほどの報告にもありましたが、3年生になるとタブレットを見る際に背中が丸まり、常に下を向いてしまい、黒板を見ていない様子が見られました。肩を痛める生徒がいないか心配になり、椅子の高さの調整や、タブレットを高い位置に置くなどの工夫が必要ではないかと感じました。

さらに、2年生の数学の授業を見学した際には、理解の速い生徒とそうでない生徒との学習差が大きく、既に解き終えて手持ち無沙汰になっている生徒がいる一方で、問題を解くことができず手をつけられない生徒もあり、この状況を教員1人で見るのは大変だと思いながら見学いたしました。

10月30日、西小学校の学校訪問に出席いたしました。以前から訪問したいと思っていた学校で、ようやく伺うことができました。皆さんがお話しされていたクスノキは非常に立派で、「確かに切り倒せないな」と感じました。校舎はかなり老朽化しており、棧がはげている部分も見受けられましたが、昔ながらの学校という雰囲気も良いと感じました。

学級内では、特別支援学級に通うほどではないものの、何らかの支援を必要とする児童が多く、教員の手が足りないというお話がありました。また、児童の字が全体的に汚いと感じました。字を書くことは大切であり、現在は綺麗な字であればコンピュータも読み込むことができますが、読み取りが難しい字は書かないようにする必要もあると思います。書く機会が減っていることも背景にあると考えられ、小学校のうちにしっかりと指導することが重要であり、もう少し注力してもよいのではないかと感じました。

10月9日、東海北陸六縣市町村教育委員会連合会の講演会に参加いたしました。愛知淑徳大学心理学部の清瀧先生を講師に迎え、「心の危機の理解と学校における支援の在り方」というテーマで、自傷行為とオーバードーズを中心とした講演をオンラインにて拝聴いたしました。自傷行為やオーバードーズは件数こそ多くはないものの、どの児童生徒にも起こり得るため、「起こらない」と決めつけず注意深く見守る必要があるとのお話でした。

また、そのような行為を発見したり、相談を受けたりした教員自身にも大きな負担がかかるため、組織的な支援体制が重要であるとの指摘がありました。自傷行為やオーバードーズを行う児童生徒は、「この人だから話した」という状況が多く、個別の関係性からチームへの支援につなげることが難しいという課題も述べられていました。相談を受けた教員が一人で抱え込むことで支援者自身が疲弊してしまう恐れがあるため、支援者からチームへ報告を求めるのではなく、チームから支援者に働きかける仕組みづくりを行い、学校全体として対応することが必要であるとのアドバイスがありました。

委員

私から1点、報告させていただきます。

10月2日、日進東中学校の体育大会に出席いたしました。100メートル走では、1年生の走る姿と、最後に走る3年生の姿を比べ、生徒たちが3年間の間に心身ともに大きく成長していることを改めて実感いたしました。

また、「飛んでフリスビー」という、フリスビーの飛距離を競う競技もありました。勢いよく飛んだと思ったところで風に戻されてしまったり、あまり飛ばなかったものの転がり続けて距離を伸ばしたりと、結果はフリスビーが止まった地点で判定されるため意外性があり、中学生ならではの面白い競技だと感じました。

委員

私から1点、報告させていただきます。

11月8日、東小学校の運動会に出席いたしました。当日は、前日までとは打って変わって大変寒い日ではありましたが、天候に恵まれ、児童はその寒さを吹き飛ばすほど元気いっぱい活躍しておりました。印象に残った点が2点あります。

まず1点目は、1年生の入退場です。どの学年も入退場が素晴らしかったのですが、1年生は小学校に入学してわずか8カ月であるにもかかわらず、非常に素早く動いており、先生方が熱心に指導してくださった様子がうかがえました。

2点目は、3年生が競っていた「台風の目」という競技についてです。競技の中で、アンカーを務める児童が転倒し、かなり遅れてしまいました。走っている段階で勝敗は明らかではありましたが、その児童は一切手を抜かず、最後まで諦めずに走り切りました。その姿を見て、低学年の児童たちも「このように頑張らなければならない」という姿勢を学んでくれたのではないかと感じました。

また、既に転任された先生方も来てくださっており、子どもたちは自分たちの席から先生の名前を呼び、手を振って喜んでいました。多くの方々に子どもたちは見守られ、育てていただいているのだと実感し、とても感動いたしました。

教育長

ありがとうございます。

まず、運動会に関して印象に残ったことを申し上げます。孫の運動会で、入退場の際に校長先生が「起立、休め」と号令をかけられたところ、1年生が全員しゃがんでしまいました。「休め」という言葉の意味が伝わっていないのだろうと感じ、少し残念に思いました。

このことから、低学年が高学年の良い姿を見て育つ機会の大切さを改めて実感いたしました。小さな子どもたちにとって、上の学年を見て「自分もあのようにになりたい」と憧れ、その背中から学ぶことは非常に重要です。しかし、コロナ禍以降、学校行事の学年別開催が続いている学校もあり、学年間の交流が減っている現状があります。子どもたちの意見や地域の保護者の声も聞きながら、丁寧に説明を行い、徐々に従来の形に戻していけると良いのではないかと感じております。

次に、子どもたちの体力面についてです。現在の中学生を見ていると、運動場で体を動かす機会が少なく、部活動も縮小傾向にある中で、登下校の歩行まで減ってしまうと、1日の歩数が1,000歩から2,000歩程度という生徒も多くなり、青春期としては心配な状況だと感じます。小学生も含め、中学生が運動会の競技中に足がも

つれて転倒することがありますが、転倒時に手をつけずに顔から倒れるケースや、逆に手をついて骨折する例もあり、日常的な運動機会の重要性を改めて感じています。

そのような経験から、私は東小学校100周年の際に、分団対抗リレーを復活させました。結果としては、学校までの距離が遠い分団が勝利しており、6年間の登下校で積み重ねてきた体力の差を強く実感しました。子どもたちには、歩けるうちにできるだけ歩く習慣を大切にしてほしいと考えております。

最後に、文字に関することについて申し上げます。最近、子どもたちの字が全体的に汚くなってきていると感じますが、同時に、教員の板書の字も以前に比べて乱れていると感じる場面があります。教育長としては、この点についてしっかり声かけをしていきたいと考えております。中には書き順を間違え、児童から指摘されて「ごめんね」とやり取りする姿も見受けられます。子どもたちと温かい関係を築いている点は大変良いことですが、書き順や文字の丁寧さは、子どもたちが日々見て学ぶ大切な要素であり、ぜひ教員にも意識していただきたいと考えております。

それでは次第3は以上です。

次に、次第4、議事に入ります。

議案第65号「日進市立学校管理規則の一部改正について」、学校教育課から説明をお願いします。

学校教育課長

(資料に基づき説明)

教育長

ただいまの説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いします。

(しばらく間があり) それでは採決を行います。

議案第65号「日進市立学校管理規則の一部改正について」に賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議案第65号を承認とします。

次に、議案第66号「日進市共同学校事務室設置要綱の一部改正について」、学校教育課から説明をお願いします。

学校教育課長

(資料に基づき説明)

教育長

ただいまの説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いします。

委員

今後、共同学校事務室がさまざまな学校へ移る可能性があるということでしょうか。

また、特別な設備が必要となる場合はありますか。

学校教育課長

議案第65号の新旧対照表に記載のとおり、これまでは日進中学校か日進西中学校への限定的な設置となっておりましたが、改正により、Aブロック又はBブロック内で流動的に設置できることとなります。なお、事務長がいる学校であるからといって、特別な設備が必要となることはございません。

教育長

他にはよろしいでしょうか。

(しばらく間があり) それでは採決を行います。

議案第66号「日進市共同学校事務室設置要綱の一部改正について」に賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議案第66号を承認とします。

次に、議案第67号「日進市立小・中学校施設等の地域開放に関する取扱要領の一部改正について」、学習政策課から説明をお願いします。

学習政策課長

(資料に基づき説明)

教育長

ただいまの説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いします。

(しばらく間があり) それでは採決を行います。

議案第67号「日進市立小・中学校施設等の地域開放に関する取扱要領の一部改正について」に賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議案第67号を承認とします。

次に、議案第68号「令和7年度日進市一般会計（教育委員会所管部分）補正予算」について、学習政策課から順に説明をお願いします。

学習政策課長

(資料に基づき説明)

学び支援課長

(資料に基づき説明)

学校教育課長

(資料に基づき説明)

給食センター所長

(資料に基づき説明)

教育長

ただいまの説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いします。

委員

ふるさと納税の寄付額は、歳入として記載する必要はないのでしょうか。

学校教育課長

当初予算において、企業版ふるさと納税による1,000万円を歳入予定としてすでに計上しております。そのため、今回新たに歳入へ追加記載し、議会で承認を得る必要はございません。

教育長

他にはよろしいでしょうか。

(しばらく間があり) それでは採決を行います。

議案第68号「令和7年度日進市一般会計(教育委員会所管部分)補正予算」に賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議案第68号を承認とします。

次に、議案第69号「日進市民会館及び日進市ふれあい工房の指定管理者の候補者の選定について」について、学び支援課から説明をお願いします。

学び支援課長

(資料に基づき説明)

教育長

ただいまの説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いします。

委員

提案額が年度ごとに変動していない点について伺います。指定管理料は人件費が多くを占めると思われますが、最低賃金が年々上昇していることも踏まえた上での提案額なののでしょうか。また、金額に変動がないことによって、年度ごとに人員配置が減ってしまう可能性はありますか。

学び支援課長

企業としての努力もあるとは思いますが、最低賃金の上昇や物価上昇などのリスクを見込んだ上での提案額となっております。人員配置につきましても、募集要項でお

示した条件を満たした人員を前提として算出された提案額です。

教育長

他にはよろしいでしょうか。

(しばらく間があり) それでは採決を行います。

議案第69号「日進市民会館及び日進市ふれあい工房の指定管理者の候補者の選定について」に賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議案第69号を承認とします。

次に、議案第70号「令和8年度教職員定期人事異動方針について」について、学校教育課から説明をお願いします。

学校教育部主任指導主事

(資料に基づき説明)

教育長

ただいまの説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いします。

(しばらく間があり) 私から質問させていただきます。

人事異動方針は全職員に周知するのでしょうか。また、「1方針」の(2)に該当する人材がない場合には、必要数が確保できないこととなりますが、この点について愛知県はどのように考えているのでしょうか。

学校教育部主任指導主事

人事異動方針につきましては、まず各学校長にお知らせし、その後、各学校長から全教職員へ周知していただきます。

また、人材確保については、配置に穴が生じないようにするとともに、候補者名簿から漏れることのないよう準備を進めてまいります。あわせて、愛知県にも再度確認いたします。

教育長

「(1)管理職人事」の②昇任において、「校長・教頭等も特別な事情がある場合のほか、令和8年3月31日時点で57歳以下」と記載あるため、例えば57歳で登用された場合の任期は、残り3年となりますが、その場合、①転任の「同一校勤務2年未満の者の異動は行わない」という原則に基づき、任期中は異動が無いということでしょうか。あるいは、特別な事情がある場合は、異動となる可能性もあると解釈してよいのでしょうか。明確ではない場合は、愛知県に確認してください。

学校教育部主任指導主事

特別な事情が生じた場合には、当然ながら想定外のケースもあり得ますので、必要に応じて協議を行ったうえで、異動の判断をすることとなります。この点についても、

愛知県へ確認いたします。

教育長

他にはよろしいでしょうか。

(しばらく間があり) それでは採決を行います。

議案第70号「令和8年度教職員定期人事異動方針について」に賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議案第70号を承認とします。

次に、次第5、報告事項です。

まず、教育長報告です。

これは、教育長に対する事務委任規則第2条により教育長が委任を受けた事項のうち、重要な事項を報告させていただくものです。

今回は、「日進市いじめ防止基本方針の改定について」報告します。学校教育課から説明をお願いします。

学校教育課指導主事

(資料に基づき説明)

教育長

ただいまの説明についてご意見・ご質問はありませんか。

委員

スクールソーシャルワーカーが産休に入られるとのことですが、その場合は人材を補充するのでしょうか。それとも、在籍している職員で業務を補う形になるのでしょうか。

学校教育課長

人材については補充を行いますが、採用者が決まるまでの期間が生じることがあります。日進市では、市役所内に常駐するスクールソーシャルワーカーとスーパーバイザーのうち1名が、採用者が決まるまでの間バックアップに回る体制を取っており、迅速な補填が可能である点が大きな強みとなっています。他市町村では同様の体制が整っていない例も多く、その分ご苦労があると伺っております。

委員

「2地域社会の取組」ですが、小学校でも中学校でも、地域の方が見守りを通して子どもたちをよく見てくださっていると感じています。

私自身も2・3年前、中学1年生くらいの生徒が重たいカバンを背負って、ずっと下を向いたまま歩いている様子を毎日のように見かけ、心配になって学校へ連絡したことがありました。すると学校が非常に心配され、その生徒が誰なのかと大きな騒ぎ

になってしまいました。私はただ心配で連絡しただけでしたが、思いがけず大ごとになり大変でした。地域から寄せられた情報を学校でどのように取り扱い、どのように校内で共有していくかについては、今後もう少し慎重に検討していただきたいと思います。

教育長

児童や生徒の横をただ通り過ぎてしまう方も少なくない中で、このように気づいて声をかけてくださる地域の方が増えることは大変ありがたいことです。情報の中には誤りが含まれる場合もありますが、まずは地域の皆様に見守っていただけることに感謝しております。

委員

「いじめSOS」について、導入当初は使い方が分からず誤って利用してしまう子どもが多かったと伺っていましたが、その後の運用状況はいかがでしょう。

学校教育課指導主事

現在では、使い方を試す過程で誤って送信してしまうというケースは極めて少なくなっております。内容としては、いじめに関するものもあれば、いじめに限らず「自分自身が困っていること」を伝える手段として子どもたちが活用している例もあります。今年度は、現時点で20件ほどの報告が寄せられています。

学校教育課長

補足になりますが、子どもたちからは「自分ではなく、別の児童・生徒が困っている」という内容の報告もあります。こうした情報は、新たな支援の入り口としても非常に有効であり、フォロー体制を整える上でも大変役に立っています。

教育長

教育長報告については以上です。

続いて事務局報告に移ります。各所属から、事務局報告をお願いします。

学習政策課長

- ・第2次日進市教育振興基本計画の中間見直し（案）について
 - ・教育委員会の後援等名義使用等について
 - ・事業等報告について
- （各項目について説明）

学び支援課長

- ・日進市民会館ネーミングライツパートナー選定における審査結果について
 - ・事業等報告について
- （各項目について説明）

事業等報告資料に記載が漏れておりましたが、11月3日につきんミニヤングフェスタ2025を開催し、7団体がよさこい・バレエ・ジャズダンスなどを披露しました。

図書館長

- ・事業等報告について
(各項目について説明)

学校教育部主任指導主事

- ・事業等報告について
(各項目について説明)

学校給食センター所長

- ・事業等報告について
(各項目について説明)

教育長

ただいまの説明についてご意見・ご質問はありませんか。

それでは事務局からの報告事項は以上です。

次に、次第6、教育委員会の行事予定についてはお手元の資料をご覧ください。各所属において補足したい行事がありましたら説明をお願いします。

(しばらく間があり)

特になければ教育委員会の行事予定は以上です。

次に、次第7、その他としてお伝えすることや全体を通してご意見ご質問等があればお願いします。

(しばらく間があり)

それでは以上で、本日予定しております内容は全て終了しました。

次回は12月定例教育委員会を、令和7年12月10日(水曜日)、午後2時から市役所本庁舎4階、第3会議室で開催します。

これをもちまして、令和7年11月定例教育委員会を閉会します。

日進市教育委員会定例会（令和7年11月）次第

日時 令和7年11月12日（水）

午後2時から

場所 市役所本庁舎4階 第3会議室

1 開会

2 前回会議録の承認

3 諸般の報告

4 議事

議案第65号 日進市立学校管理規則の一部改正について【学校教育課】

議案第66号 日進市共同学校事務室設置要綱の一部改正について【学校教育課】

議案第67号 日進市立小・中学校施設等の地域開放に関する取扱要領の一部改正について【学習政策課】

議案第68号 令和7年度日進市一般会計（教育委員会所管部分）補正予算について【学び支援課外】

議案第69号 日進市民会館及び日進市ふれあい工房の指定管理者の候補者の選定について【学び支援課】

議案第70号 令和8年度教職員定期人事異動方針について【学校教育課】

5 報告事項

教育長報告

- ・日進市いじめ防止基本方針の改定について〔資料No. 1〕

事務局報告

【学習政策課】

- ・第2次日進市教育振興基本計画の中間見直し（案）について〔資料No. 2〕
- ・教育委員会の後援等名義使用等について〔資料No. 3〕
- ・事業等報告について〔資料No. 4〕

【学び支援課】

- ・日進市民会館ネーミングライツパートナー選定における審査結果について〔資料No. 5〕
- ・事業等報告について〔資料No. 6〕

【図書館】

- ・事業等報告について〔資料No. 7〕

【学校教育課】

- ・事業等報告について〔資料No. 8〕

【学校給食センター】

- ・事業等報告について〔資料No. 9〕

6 行事予定（令和7年11月13日から12月10日まで）

7 その他

8 閉会

今後の予定

次回教育委員会

12月定例会 令和7年12月10日（水）午後2時
市役所本庁舎4階 第3会議室

議案第65号

日進市立学校管理規則の一部改正について

日進市立学校管理規則の一部改正について、別紙のとおり提出します。

令和7年11月12日提出

日進市教育委員会教育長 岩田 憲二

1 提案理由

この案を提出するのは、共同学校事務室を置く学校について、その室長となる総括事務長の本務校とする運用としており、当該総括事務長等の人事異動の都度改正する必要のないよう整理するためであります。

2 該当規則

日進市教育長に対する事務委任規則第2条第2号及び第3条

3 主な内容

- (1) 第24条第2項の表から「共同学校事務室を置く学校」の欄を削る。
- (2) その他規定の整理を行う。

4 施行期日

公布の日から施行する。

日進市立学校管理規則の一部を改正する規則

令和 年 月 日
教委規則第 号

日進市立学校管理規則(昭和34年日進町教育委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前															
<p>(共同学校事務室)</p> <p>第24条 教育委員会は、学校における事務処理体制の整備、事務処理の効率化及び学校経営に関する支援を行うため、指定する2以上の学校に係る事務を当該学校の事務職員が共同処理するための組織として、当該指定する2以上の学校のうちいずれか一の学校に共同学校事務室を置く。</p> <p>2 教育委員会は、前項の指定する2以上の学校で構成する共同実施ブロックを設置するものとし、その名称及び構成校は、次の表のとおりとする。</p>	<p>(共同学校事務室)</p> <p>第24条 教育委員会は、学校における事務処理体制の整備、事務処理の効率化及び学校経営に関する支援を行うため、指定する2以上の学校に係る事務を当該学校の事務職員が共同処理するための組織として、当該指定する2以上の学校のうちいずれか一の学校に<u>地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第47条の5に規定する共同学校事務室</u>を置く。</p> <p>2 前項の指定する2以上の学校の<u>構成を共同実施ブロック</u>といい、その名称及び構成校並びに<u>共同学校事務室を置く学校</u>は、次の表のとおりとする。</p>															
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="177 1176 491 1265">名称</th> <th data-bbox="491 1176 788 1265">構成校</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="177 1265 491 1594">A</td> <td data-bbox="491 1265 788 1594">東小学校、北小学校、南小学校、相野山小学校、梨の木小学校、日進中学校及び日進東中学校</td> </tr> <tr> <td data-bbox="177 1594 491 1872">B</td> <td data-bbox="491 1594 788 1872">西小学校、香久山小学校、赤池小学校、竹の山小学校、日進西中学校及び日進北中学校</td> </tr> </tbody> </table>	名称	構成校	A	東小学校、北小学校、南小学校、相野山小学校、梨の木小学校、日進中学校及び日進東中学校	B	西小学校、香久山小学校、赤池小学校、竹の山小学校、日進西中学校及び日進北中学校	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="810 1176 1018 1265">共同実施ブロックの名称</th> <th data-bbox="1018 1176 1225 1265">共同実施ブロックの構成校</th> <th data-bbox="1225 1176 1420 1265">共同学校事務室を置く学校</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="810 1265 1018 1594">A</td> <td data-bbox="1018 1265 1225 1594">東小学校、北小学校、南小学校、相野山小学校、梨の木小学校、日進中学校、日進東中学校</td> <td data-bbox="1225 1265 1420 1594">日進中学校</td> </tr> <tr> <td data-bbox="810 1594 1018 1872">B</td> <td data-bbox="1018 1594 1225 1872">西小学校、香久山小学校、赤池小学校、竹の山小学校、日進西中学校、日進北中学校</td> <td data-bbox="1225 1594 1420 1872">日進西中学校</td> </tr> </tbody> </table>	共同実施ブロックの名称	共同実施ブロックの構成校	共同学校事務室を置く学校	A	東小学校、北小学校、南小学校、相野山小学校、梨の木小学校、日進中学校、日進東中学校	日進中学校	B	西小学校、香久山小学校、赤池小学校、竹の山小学校、日進西中学校、日進北中学校	日進西中学校
名称	構成校															
A	東小学校、北小学校、南小学校、相野山小学校、梨の木小学校、日進中学校及び日進東中学校															
B	西小学校、香久山小学校、赤池小学校、竹の山小学校、日進西中学校及び日進北中学校															
共同実施ブロックの名称	共同実施ブロックの構成校	共同学校事務室を置く学校														
A	東小学校、北小学校、南小学校、相野山小学校、梨の木小学校、日進中学校、日進東中学校	日進中学校														
B	西小学校、香久山小学校、赤池小学校、竹の山小学校、日進西中学校、日進北中学校	日進西中学校														
<p>3 略</p> <p>4 前各項に規定するもののほか、共同学校事務室における組織、運営及び業務に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。</p>	<p>3 略</p> <p>4 前各項に規定するもののほか、共同学校事務室における組織、運営及び業務に関し必要な事項は、別に定める。</p>															

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

議案第66号

日進市共同学校事務室設置要綱の一部改正について

日進市共同学校事務室設置要綱の一部改正について、別紙のとおり提出します。

令和7年11月12日提出

日進市教育委員会教育長 岩田 憲二

1 提案理由

この案を提出するのは、日進市立学校管理規則の一部改正に伴い、共同学校事務室を設置する学校に係る規定を追加する必要があるからであります。

2 該当規則

日進市教育長に対する事務委任規則第2条第2号及び第3条

3 主な内容

共同学校事務室を置く学校は、原則として室長等の本務校とする旨の規定を加える。

4 施行期日

告示の日から施行する。

日進市共同学校事務室設置要綱の一部を改正する要綱

令和 年 月 日
教委要綱第 号

日進市共同学校事務室設置要綱(平成31年日進市教育委員会要綱第1号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(組織)</p> <p>第2条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 室長は、第2項の<u>規定</u>にかかわらず、業務の円滑な推進のため、室員の中から室長を補佐する副室長を市教育委員会の承認を得て任命することができる。ただし、副室長には主事を充てることはできない。</p> <p>5 <u>共同学校事務室は、原則として室長、副室長及び室員(以下「室長等」という。)の主に所属する学校(以下「本務校」という。)に置き、共同実施を円滑に行うものとする。</u></p> <p>(室長等の身分)</p> <p>第8条 <u>室長等の本務校は、それぞれが事務職員として所属する学校とする。</u></p> <p>2 略</p>	<p>(組織)</p> <p>第2条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 室長は、第2項の<u>規程</u>にかかわらず、業務の円滑な推進のため、室員の中から室長を補佐する副室長を市教育委員会の承認を得て任命することができる。ただし、副室長には主事を充てることはできない。</p> <p>(室長等の身分)</p> <p>第8条 <u>室長、副室長及び室員(以下「室長等」という。)の主に所属する学校(以下「本務校」という。)は、それぞれが事務職員として所属する学校とする。</u></p> <p>2 略</p>

附 則

この要綱は、令和 年 月 日から施行する。

議案第67号

日進市立小・中学校施設等の地域開放に関する取扱要領の一部改正について

日進市立小・中学校施設等の地域開放に関する取扱要領の一部改正について、別紙のとおり提出します。

令和7年11月12日提出

日進市教育委員会教育長 岩田 憲二

1 提案理由

この案を提出するのは、部活動の地域展開に伴い、学校施設等地域開放事業の運用方法を変更するにあたり、日進市立小・中学校施設等の地域開放に関する取扱要領の一部を改正する必要があるからであります。

2 該当規則

日進市教育長に対する事務委任規則第2条第2号及び第3条

3 主な変更

要領の別表で定めている地域活動に使用することのできる学校施設について、教育委員会が別に定めることとする。

4 施行期日

告示の日から施行する。

日進市立小・中学校施設等の地域開放に関する取扱要領の一部を改正する要領

令和 年 月 日

教委要領第 号

日進市立小・中学校施設等の地域開放に関する取扱要領(平成31年日進市教育委員会要領第2号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前																																				
<p>(開放施設等)</p> <p>第3条 地域活動に使用することのできる学校施設等は、<u>教育委員会が別に定める。</u></p>	<p>(開放施設等)</p> <p>第3条 地域活動に使用することのできる学校施設等は、<u>別表第1及び別表第2に掲げるとおりとする。</u></p> <p>2 <u>別表第1に掲げる学校施設等は、地域クラブ活動に使用することはできない。</u></p> <p>3 <u>別表第2に掲げる学校施設等は、地域クラブ活動に限り、いずれかの施設を、一団体につき週3回各4時間まで使用することができる。</u></p> <p><u>別表第1(第3条関係)</u></p> <table border="1" data-bbox="815 1081 1422 2049"> <thead> <tr> <th data-bbox="815 1081 1198 1122">学校名</th> <th data-bbox="1198 1081 1422 1122">施設名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="815 1122 1198 1200" rowspan="2">西小学校</td> <td data-bbox="1198 1122 1422 1160">運動場</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1198 1160 1422 1200">体育館</td> </tr> <tr> <td data-bbox="815 1200 1198 1279" rowspan="2">東小学校</td> <td data-bbox="1198 1200 1422 1238">運動場</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1198 1238 1422 1279">体育館</td> </tr> <tr> <td data-bbox="815 1279 1198 1357" rowspan="2">北小学校</td> <td data-bbox="1198 1279 1422 1317">運動場</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1198 1317 1422 1357">体育館</td> </tr> <tr> <td data-bbox="815 1357 1198 1435" rowspan="2">南小学校</td> <td data-bbox="1198 1357 1422 1395">運動場</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1198 1395 1422 1435">体育館</td> </tr> <tr> <td data-bbox="815 1435 1198 1514" rowspan="2">相野山小学校</td> <td data-bbox="1198 1435 1422 1473">運動場</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1198 1473 1422 1514">体育館</td> </tr> <tr> <td data-bbox="815 1514 1198 1592" rowspan="2">香久山小学校</td> <td data-bbox="1198 1514 1422 1552">運動場</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1198 1552 1422 1592">体育館</td> </tr> <tr> <td data-bbox="815 1592 1198 1749" rowspan="4">梨の木小学校</td> <td data-bbox="1198 1592 1422 1630">運動場</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1198 1630 1422 1668">体育館</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1198 1668 1422 1706">多目的教室</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1198 1706 1422 1749">ランチルーム</td> </tr> <tr> <td data-bbox="815 1749 1198 1827" rowspan="2">赤池小学校</td> <td data-bbox="1198 1749 1422 1787">運動場</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1198 1787 1422 1827">体育館</td> </tr> <tr> <td data-bbox="815 1827 1198 1984" rowspan="4">竹の山小学校・日進北中学校</td> <td data-bbox="1198 1827 1422 1865">運動場</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1198 1865 1422 1904">体育館(小)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1198 1904 1422 1942">体育館(大)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1198 1942 1422 1984">柔剣道場</td> </tr> <tr> <td data-bbox="815 1984 1198 2049" rowspan="2">日進中学校</td> <td data-bbox="1198 1984 1422 2022">運動場</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1198 2022 1422 2049">体育館</td> </tr> </tbody> </table>	学校名	施設名	西小学校	運動場	体育館	東小学校	運動場	体育館	北小学校	運動場	体育館	南小学校	運動場	体育館	相野山小学校	運動場	体育館	香久山小学校	運動場	体育館	梨の木小学校	運動場	体育館	多目的教室	ランチルーム	赤池小学校	運動場	体育館	竹の山小学校・日進北中学校	運動場	体育館(小)	体育館(大)	柔剣道場	日進中学校	運動場	体育館
学校名	施設名																																				
西小学校	運動場																																				
	体育館																																				
東小学校	運動場																																				
	体育館																																				
北小学校	運動場																																				
	体育館																																				
南小学校	運動場																																				
	体育館																																				
相野山小学校	運動場																																				
	体育館																																				
香久山小学校	運動場																																				
	体育館																																				
梨の木小学校	運動場																																				
	体育館																																				
	多目的教室																																				
	ランチルーム																																				
赤池小学校	運動場																																				
	体育館																																				
竹の山小学校・日進北中学校	運動場																																				
	体育館(小)																																				
	体育館(大)																																				
	柔剣道場																																				
日進中学校	運動場																																				
	体育館																																				

	柔剣道場
日進西中学校	運動場
	体育館
	柔剣道場
	テニスコート
日進東中学校	運動場
	体育館
	柔剣道場

別表第2(第3条関係)

学校名	施設名
香久山小学校	多目的室 2
香久山小学校	放課後児童クラブ室 2 前 ワーキングスペース
梨の木小学校	音楽室

第4号様式(第8条関係)

【別記1 参照】

第5号様式(第8条関係)

【別記2 参照】

第4号様式(第8条関係)

【別記1 参照】

第5号様式(第8条関係)

【別記2 参照】

附 則

この要領は、令和 年 月 日から施行する。

議案第68号

令和7年度日進市一般会計（教育委員会所管部分）補正予算について

令和7年度日進市一般会計（教育委員会所管部分）補正予算について、別紙のとおり提出します。

令和7年11月12日提出

日進市教育委員会教育長 岩田 憲二

1 提案理由

この案を提出するのは、教育予算その他議会の議決を経るべき議案について、意見をいただく必要があるからであります。

2 該当規則

日進市教育長に対する事務委任規則第2条第3号及び第3条

3 提出予定議会

令和7年第4回日進市議会定例会

令和7年度 日進市一般会計（教育委員会所管部分）補正予算（12月市議会定例会）概要

学び支援課

歳入

款項目	事業等の名称 (款-目-細々節)	補正理由及び積算基礎等 (円)	上程予算額 (千円)
歳入合計			

歳出

款項目	事業等の名称 (中事業-節-細々節)	補正理由及び積算基礎等 (円)	上程予算額 (千円)
	生涯学習プラザ管理運営事業		
10.4.2	14 工事請負費	駐車場用地返還に伴う改修工事のため 1,061,500円	1,062
	駐車場用地改修工事		
歳出合計			1,062

債務負担行為

款項目	事業等の名称 (中事業-節-細々節)	補正理由及び積算基礎等 (円)	上程予算額 (千円)
	市民会館・ふれあい工房管理運営事業		
10.4.2	12 委託料	長期契約（令和8年度～令和12年度）のため 790,009,000円	790,009
	市民会館・ふれあい工房指定管理委託料		

令和7年度 日進市一般会計（教育委員会所管部分）補正予算（12月市議会定例会）概要

学校教育課

歳入

款項目	事業等の名称 (款-目-細節)	補正理由及び積算基礎等 (円)	上程予算額 (千円)
歳入合計			0

歳出

款項目	事業等の名称 (中事業-節-細々節)	補正理由及び積算基礎等 (円)	上程予算額 (千円)
10.1.2	教育支援センター事業		
	08 旅費	教育支援センター指導員の通勤費が確定したため。 36,700円	37
	費用弁償（会計年度任用職員）		
10.1.2	教育振興推進事業		
	01 報酬	スクールソーシャルワーカー1名の産休期間分の報酬を支払う必要があるため。また、時間外勤務分の報酬を支払う必要があるため。 1,495,815円	1,496
	報酬（会計年度任用職員）		
10.1.2	教育振興推進事業		
	13 使用料及び賃借料	部活動選手等輸送に係るバス借上料が見込みより多かつたため。 1,880,000円	1,880
	自動車等借上料		
10.1.1	小学校管理事業		
	10 需用費（修繕料）	既存施設の劣化に伴い漏水等修繕が必要であるため。 3,410,000円	3,410
	修繕料		
10.2.2	小学校運営事業		
	08 旅費	学習指導講師等の通勤費が確定したため。 107,800円	107
	費用弁償（会計年度任用職員）		
10.2.2	小学校運営事業		
	10 需用費（消耗品費）	企業版ふるさと納税にて特別支援教育に対し寄附を受けたため。 680,000円	680
	消耗品費		
10.3.1	中学校管理事業		
	10 需用費（修繕料）	既存施設の劣化に伴い漏水等修繕が必要であるため 3,641,000円	3,641
	修繕料		
10.3.2	中学校運営事業		
	10 需用費（消耗品費）	企業版ふるさと納税にて特別支援教育に対し寄附を受けたため。 320,000円	320
	消耗品費		
歳出合計			11,571

令和7年度 日進市一般会計（教育委員会所管部分）補正予算（12月市議会定例会）概要

学校教育課学校給食センター

歳入

款項目	事業等の名称 (款-目-細節)	補正理由及び積算基礎等 (円)	上程予算額 (千円)
歳入合計			

歳出

款項目	事業等の名称 (中事業-節-細々節)	補正理由及び積算基礎等 (円)	上程予算額 (千円)
	学校給食調理事業		
10.5.3	10 需用費	ガス・水道の使用量の増加のため。 3,803,000円	3,803
	光熱水費		
	学校給食調理事業		
10.5.3	10 需用費	物価高騰により、賄材料費の仕入価格が上昇したため。 11,487,000円	11,487
	賄材料費		
歳出合計			15,290

議案第69号

日進市民会館及び日進市ふれあい工房の指定管理者の候補者の選定について

日進市民会館及び日進市ふれあい工房の指定管理者の候補者の選定について、以下のとおり提出します。

令和7年11月12日提出

日進市教育委員会教育長 岩田 憲二

1 提案理由

この案を提出するのは、日進市教育長に対する事務委任規則第3条第3項の規定に基づき、市議会の議決を経るべき議案について教育委員会の意見をいただく必要があるからであります。

2 提出議案名

日進市民会館及び日進市ふれあい工房の指定管理者の候補者の選定について

3. 内容

①候補者

名 称 日進アシスト株式会社
住 所 日進市浅田平子二丁目 245 番地

②選定理由

日進市指定管理者審査委員会において優先交渉権者として位置づけられ、最も適当と認められる団体であるため。

③指定期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5ヵ年

日進市民会館及び日進市ふれあい工房の指定管理者の候補者の選定について

1 対象施設

施設名称 日進市民会館
所在地 日進市折戸町笠寺山 62 番地 3
延床面積 7,290 m²
構造 RC造一部SRC、S造 地下1階・地上3階建て
開設年月日 平成元年5月1日

施設名称 日進市ふれあい工房
所在地 日進市岩崎町六坊乙9番地1
延床面積 219 m²
構造 S造1階建て
開設年月日 平成6年4月1日

2 提案の概要

- ・ゼロカーボン、脱炭素社会に向けた取組を実施。
- ・ヘルプマークの普及啓発、多目的トイレの再整備、託児スペースの新設、授乳スペースの増設及び館内案内などの多言語化など、利用者の利便性向上や利用者の増加に向けた取組を実施し、人権の多様性を尊重し、年齢、国籍、性別、障害の有無等に応じた合理的な配慮及び利用者に対する平等な利用を確保する。
- ・利用者のニーズや苦情についての把握と管理運営やサービス向上へ反映させることで利用促進・満足度の向上に取り組む。
- ・稼働率向上への取り組みとして、市民会館内施設の機能移転と新たな活動目的の実現のため館内を再整備する。
- ・文化協会加盟団体や一般利用者などの成果物の発表展示の場として、空きスペース（空間）の有効活用と利用者サービスの向上を図る。
- ・習い事がまだ少ない小学校低学年向けの講座を増やすことで、きっかけづくりとなるよう施設の役割を果たしていく事業展開を推進する。
- ・部活動地域移行の一つの受け皿となる「音楽による子ども育成事業」を拡充する。
- ・地域防犯・防災、フードドライブ事業の継続実施などの社会貢献活動、市主催事業への協力、市内学校との連携により地域に密着した管理運営を行い地域貢献に努める。

提案額

単位：千円（消費税込）

	令和8年度	令和9年度	令和10年度
指定管理料	143,910	143,790	143,650

	令和11年度	令和12年度	合計
指定管理料	143,500	143,340	718,190

3 主な委員意見（評価できる点）

- ・非常に現実の状況と課題を十分に汲み取った積極的な提案内容であった。
- ・人員配置についても、副運営の方の業務遂行能力に大きな期待をしている。
- ・長年の管理実績に基づいて、詳細な提案内容になっていた。
- ・受託事業を中心に自らが主導的に立案・実行しようという取り組み姿勢。
- ・提案内容具体的で、過去の実績を踏まえた現実的な内容であったこと。また、現実的ながら意欲ある提案であること。
- ・新しい取り組みに積極的で、プレゼンテーションでわくわくを感じられた。申請書の内容で不安を感じていた部分について、把握し、改善の意思が見られた。
- ・「市の施設だから」という「80%でいいや」感がない。

4 審査結果

審査基準	審査項目	配点	日進アスト株式会社
1 市民の平等な利用の確保及びサービスの向上が図られるものであること。（条例第4条第1号）	①施設管理に関する基本的な考え方	20	19
	②利用促進に関する考え方及び具体策	40	35
2 事業計画書の内容が施設の効用を最大限に発揮するものであること。（同条第2号）	①施設の有効活用等	40	36
	②事業の計画		
	a 受託事業の具体的な提案	40	34
	b 受託事業のうち特に創意工夫を求める事業の提案	40	36
	c 自主事業の具体的な提案	40	35
	d 利用者ニーズの反映	20	17
	③地域貢献	40	34

3 施設の適切な維持及び管理並びに管理に係る経費の縮減が図られるものであること。 (同条第3号)	①指定管理料	40	24
	②収支計画	40	28
	③施設の維持管理等	40	29
4 事業計画書に沿った管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有しており、又は確保できる見込みがあること。 (同条第4号)	①管理運営実績	40	35
	②施設の管理運営に必要な人員	20	18
	③組織体制	20	17
合 計		480	397

議案第70号

令和8年度教職員定期人事異動方針について

令和8年度教職員定期人事異動方針について、別紙のとおり提出します。

令和7年11月12日提出

日進市教育委員会教育長 岩田 憲二

1 提案理由

この案を提出するのは、令和8年度教職員定期人事異動の方針について、議決をいただく必要があるからであります。

2 該当規則

日進市教育長に対する事務委任規則第2条第7号及び第3条

令和8年度教職員定期人事異動方針について

日進市教育委員会

愛知県教育委員会の令和8年度定期人事異動方針及び実施要領に基づいて実施する。

1 方針

- (1) 適材適所を旨として公正かつ適正な異動を行い、年度当初から組織力を発揮できる体制づくりを図る。
- (2) 職務経験の多様化や本県公立学校教育の将来を担う人材の育成をねらいとした配置を推進する。
- (3) 全県的視野に立ち、広域にわたる人事をさらに推進したり、可能な範囲での愛知地区内での人事交流をしたりすることで、教職員の意識向上及び職場の活性化を図る。
- (4) 特別支援教育の一層の充実や各学校の魅力化の推進や課題解決をねらいとした配置に努める。
- (5) 校長、教頭等への昇任に当たっては、厳正かつ公平な審査に基づき、勤務成績が優秀で、かつ、意欲、行動力を有する教職員を男女を問わず登用する。特に、改革意識を持ち、効率的な業務運営を行うための高い経営センスと管理・監督能力を備えた人間性豊かな教職員を登用する。

2 実施要領

(1) 管理職人事

① 転任

学校の円滑かつ正常な運営を期するため、原則として同一校勤務2年未満の者の異動及び校長、教頭の同時異動は行わない。

② 昇任

校長については、愛知県公立小中学校長任用候補者選考審査による「愛知県公立小中学校長任用候補者名簿」に登載された者から登用する。

教頭については、愛知県公立小中学校教頭任用候補者選考審査による「愛知県公立小中学校教頭任用候補者名簿」に登載された者から登用する。

ただし、校長・教頭とも、特別の事情がある場合のほか、令和8年3月31日における年齢が、57歳以下である者とする。

③ 降任

自ら降任を申し出た場合においては、本人の申出に基づき降任を認める。

(2) 教員人事

① 教員に、多様かつ豊富な教育経験を得させるために、市町間・学校種別間の交流について配慮する。

② 同一校の長期・短期勤務者の異動について

ア 同一校勤務10年以上の者は、特別の事情がない限り異動を行う。また、新任以来同一校勤務6年以上の者についても同様とする。

イ 同一校勤務3年未満の者は、特別な事情のない限り異動の対象としない。

③ 異動後の通勤時間は、原則として公共交通機関で片道1時間30分以内となるよう配慮するが、常に教職員の適正な配置を優先して考慮する。

④ 同一校内における婚姻の場合には、転任について特別に考慮する。

⑤ 校長からの具申については、意見を付するものとする。

※ なお、令和8年度の県費負担市町村立学校事務職員並びに学校栄養職員の人事異動方針については、愛知県教育委員会の方針に準ずる。

令和8年度県費負担市町村立学校栄養職員人事異動方針

日進市教育委員会

県民の信託にこたえ、本県公立学校における健康教育の一層の充実・振興を図り、学校栄養職員の資質向上を図るため、次のことを基本として人事異動を実施する。

- 1 学校栄養職員の能力をより一層発揮させるため、適材を適所に配置する。
- 2 職務経験の多様化や、効果的な人材育成をすすめる配置を行う。
- 3 広域的な視野に立ち、市町村間・教育事務所間の異動を推進する。
- 4 昇任に当たっては、勤務成績が優秀で企画力や管理能力の優れた学校栄養職員、特に指導力、責任感、広い視野を持ち合わせた人材を、男女を問わず登用する。

令和8年度県費負担市町村立学校事務職員人事異動方針

日進市教育委員会

県民の信託にこたえ、本県公立学校における公立学校教育の一層の充実・振興を図り、事務職員の資質向上を図るため、次のことを基本として人事異動を実施する。

- 1 事務職員の能力をより一層発揮させるため、適材を適所に配置する。
- 2 職務経験の多様化や、効果的な人材育成をすすめる配置を行う。
- 3 広域的な視野に立ち、市町村間・教育事務所間の異動を推進する。
- 4 昇任に当たっては、勤務成績が優秀で企画力や管理能力の優れた事務職員、特に責任感、行動力、広い視野を持ち合わせた人材を、男女を問わず登用する。

(案)

日進市いじめ防止基本方針

令和8年4月

日 進 市

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は財産に重大な危険を生じさせる恐れがあるものです。

いじめは、決して許されない行為であり、どの子どもにも、どの学校にも起こりうるものであることを十分に認識した上で、その防止と対策に取り組んでいく必要があります。

そこで、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第12条の規定及び国の「いじめ防止のための基本的な方針」（以下「国の基本方針」という。）に基づき、いじめ防止のための対策を総合的かつ効率的に推進するために「日進市いじめ防止基本方針」（以下「市基本方針」という。）を平成28年4月に策定し、いじめの未然防止、いじめの早期発見、いじめへの対処にかかる取り組みを学校のみならず本市全体で進めてきました。

その後、国においては、重大事態の検証結果等を踏まえ、ガイドラインの改訂及び通知の発出を行い、いじめへの対応強化及び児童生徒の権利保障の徹底を求めています。これらの動向に加え、社会環境の変化及びいじめの態様の多様化も相まって、現行の取組を一層実効的なものとする必要性が高まっています。

このような背景の下、本市では、市内学校の実情及び本市の独自施策の運用状況を踏まえ、市基本方針を改定することとしました。改定に当たっては、「日進市未来をつくる子ども条例」の理念に基づき、いじめ防止に関する懇談会（通称：ランチミーティング）を実施し、いじめ防止対策を中心に、児童生徒の意見を聴取しました。

本改定を通じ、これまで以上に、大人一人一人が日頃から児童生徒の小さなサインを見逃さず、全ての児童生徒が尊厳を保ち、健全な人間として成長できる社会の実現を目指します。

目 次

第 1	いじめの定義	… 1
第 2	いじめの防止に関する基本的な考え方	… 1
第 3	いじめの防止に関する取組	… 2
1	家庭の取組	
2	地域社会の取組	
3	学校の取組	
4	市の取組	
第 4	いじめ防止の対策のための組織及び役割	… 3
1	日進市四中学校区小中生徒指導・いじめ防止対策推進協議会	
2	中学校区小中生徒指導・いじめ防止対策推進連絡協議会	
3	「小中学校別生徒指導・いじめ防止対策委員会」及び「地域別生徒指導・いじめ防止対策委員会」	
4	重大事態発生時調査委員会	
第 5	いじめ防止対策	… 4
第 6	重大事態	… 7
1	重大事態とは	
2	重大事態への対応	
第 7	学校の取組に対する検証・見直し	… 7

別添

重大事態発生時の対応フロー図

第1 いじめの定義

いじめ防止対策推進法 第2条

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的、形式的に行うことなく、いじめられた子どもの立場に立つて行うことが必要であると考えます。

この際、いじめには多様な態様があることを考慮し、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、心身の苦痛を感じているものとの要件が限定して解釈されることのないように努め、市では、**いじめの疑いがあると思われる全ての行為を対象とします。**

また、いじめの認知については、特定教職員のみによるものではなく、組織的に対応し判断するものとします。特に、犯罪行為として扱われるべきと認められる行為や、生命、財産に重大な被害が生じる恐れがある行為については、被害者に慎重に配慮する上で、警察等に相談する等、関係機関と連携し、早期に対応します。

第2 いじめの防止に関する基本的な考え方

いじめは、いじめられた子どもの心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であると同時に、どの子どもも被害者にも加害者にもなりうる可能性があります。これらの基本的な考えを基に、学校・家庭や地域社会が連携・協力し、**日頃からいじめのささいな兆候を見逃さないように努めるとともに、いじめに対して地域社会全体で組織的に対応していく必要があります。**

何より地域社会は家庭を基盤として学校を中心に、子どもが教職員や周囲の友人との信頼関係の中で地域・保護者に見守られながら、安心・安全に生活できる場でなくてはなりません。子ども一人ひとりが大切にされているという実感をもつとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができる地域社会づくり・学校づくりができるよう地域社会全体で取り組んでいく必要があります。そうした中で、子どもが自己肯定感や自己有用感を育み、仲間と共に人間的に成長できる魅力ある地域社会づくり・学校づくりを進める必要があります。

第3 いじめの防止に関する取組

1 家庭の取組

家庭では、子どもとの対話を大切にするとともに、子どもに対していじめは許されない行為であることを教えるものとします。

家庭では、子どもの表情・様子及び行動の変化に気をつけ、いじめを察知した場合は、速やかに学校又は市に連絡・相談をします。

家庭は、いじめを認知した場合又はいじめの疑いがある場合は、学校・地域社会、必要に応じて、連絡協議会及び推進協議会等関係機関と連携して解決にあたります。

2 地域社会の取組

地域社会は、子どもに対する見守り、声掛けを行うほか、それぞれの活動及び行事を通じて、子どもの健全育成をするものとします。

地域社会は、いじめを認知した場合又はいじめの疑いがあるとの情報が学校（または地域、家庭等）からよせられた場合は、速やかに学校又は市に連絡相談をします。

3 学校の取組

学校は、児童生徒のいじめの未然防止に取り組むとともに、いじめの早期発見、早期対応及び継続した見守りに努めます。

学校は、いじめを認知した場合又はいじめの疑いがあるとの情報が学校内（または地域、家庭等）からよせられた場合は、速やかに事態を把握し対応に当たるとともに、事実関係を市に報告し、家庭や地域社会、必要に応じて関係機関等と連携して解決に当たります。

学校は、家庭や地域社会に対して、個人情報取り扱いに十分配慮し、必要に応じていじめの現状及び対策に関する情報を提供します。

学校いじめ防止基本方針は、平成26年4月時点で各学校のホームページに掲載しておりますが、随時、社会や学校・地域状況の変化などを判断しながら修正を加えます。

4 市の取組

市は、いじめの未然防止及び解決を図るために必要な施策を推進し、これに必要な財政上の措置その他の必要な措置を講じます。

市は、学校に児童生徒がいつでも安心・信頼して相談できる体制・環境を整えます。

市は、家庭や地域社会からの連絡や相談に応じる体制・環境を整えます。

市は、いじめ防止に関する研修を計画し、児童生徒やいじめ対応に関する教職員の資質向上に努めます。

市は、情報モラルに関しての意識を高める学びの場を家庭や地域社会に向けて計画し、学校だけではなく家庭、地域社会と連携して取り組みます。

第4 いじめ防止の対策のための組織及び役割

1 日進市四中学校区小中生徒指導・いじめ防止対策推進協議会

本市では、「日進市四中学校区小中生徒指導・いじめ防止対策推進協議会」（以下「推進協議会」という。）を設置し、いじめのささいな兆候、懸念、児童生徒からの訴えを、特定の学校や教員が抱え込むことのないよう、組織として対応します。あわせて、推進協議会は、**日常的な生徒指導・いじめ防止等の対策を協議**します。

特に、重大事態発生時には緊急に「重大事態発生時対策会議」（以下「対策会議」という。）を招集し、いじめ等に関する事実関係を調査して、調査結果を定例（もしくは臨時）教育委員会に報告します。

ただし、市長の判断により再調査等を行う場合があります。

2 中学校区小中生徒指導・いじめ防止対策推進連絡協議会

推進協議会の下には、「中学校区小中生徒指導・いじめ防止対策推進連絡協議会」（以下「連絡協議会」という。）を組織し、各中学校区の小中学校から上がってくるいじめのささいな兆候、懸念、または児童生徒からの訴えを協議し、対策を検討します。必要と判断した場合は、推進協議会へ諮るものとします。

3 「小中学校別生徒指導・いじめ防止対策委員会」及び「地域別生徒指導・いじめ防止対策委員会」

連絡協議会の下には、各小中学校別に「小中学校別生徒指導・いじめ防止対策委員会」（以下「学校別対策委員会」という。）と各地区別に「地域別生徒指導・いじめ防止対策委員会」（以下「地区別対策委員会」という。）を組織し、日常的にいじめのささいな兆候、懸念、または児童生徒からの訴えを協議し、対策を検討します。必要と判断した場合は連絡協議会に諮るものとします。

4 重大事態調査委員会

「重大事態調査委員会」は、市長の判断により招集され、対策会議の調査結果について審議し、再調査を行います。**重大事態の原因に、学校におけるいじめ等が関連しているかどうかを判断**し市長に報告します。

第5 いじめ防止対策

学校は、日々の学校生活をはじめ、教師と児童生徒が1対1で定期的に話し合う教育相談やいじめアンケート等、いじめの早期発見・早期解決に努めます。

市は、今までの児童生徒の声を受け、学校と連携して次のいじめ防止策を打つ等、随時いじめ防止に努めます。

以下は、現在本市で実施しているいじめ防止対策になります。今後も、これらの対策を継続して実施するとともに、児童生徒への一層の周知・啓発を図り、安心して学校に通える環境の整備に努めます。

○ スクールソーシャルワーカー（平成29年度より配置）

市常駐で2名、中学校区で各1名、児童の福祉と生活支援を行う「スクールソーシャルワーカー」を配置。教職員と協力して、多方面からなやみやいじめの解決に尽力。

○ スクールロイヤー（令和5年度導入）

市で2名、こどもの権利保護への法的助言を行う弁護士である「スクールロイヤー」へ業務委託。子どもの権利を守るための法律面も含めた適切な対応・教育的配慮・スクールソーシャルワーカーとの連携等の助言を実施。

○ いじめSOS（令和5年度導入）

学習者用タブレット端末のホーム画面に「いじめSOS」のアイコンを作成。このアイコンから、いじめの状況を送信でき、市の担当者と担任ではなく学校管理職が確認。該当の学校と情報を共有し、いじめの解決に向けて、市と学校が協働。

○ 学級力向上プロジェクト（令和5年度導入）

○ WEB Q-U <小学3年生以上>（令和4年度試行、令和5年度導入）

○ SELPLUSWEB<クレペリンデータ共有>（令和5年度導入）

「学級力向上プロジェクト」とは、「明日からも来なくなる明るく安心できる学級」をつくるために、子どもたちが学級づくりの主人公となって教師と子どもたちが協力して学級づくりを行える学級経営のシステムのこと。「支持的な学級風土（＝失敗を恐れず、発言や行動ができる環境。他を認め、助け合う姿が見られる状況。）を育み、学び合う仲間としての学級」に迫るために、子どもが見出した課題を中心に話し合い、よりよい学級について考え、学級力を高める活動を実施。

同時に、WEB Q-Uを学習者用タブレット端末にて実施し、子どもたち一人ひとりの学校生活への満足感や不満を早期に発見。WEB版になったことで、即時結果が得られ、すぐに結果を学級への指導に生かすことができる状況を実現。

また、クレペリン検査で得た子どもたちの能力面の特徴と性格・行動面の特徴が、WEBでも見られるようになったので共有しやすくなり、指導に生かしやすい状況を実現。

○ なやみ SOS（令和 6 年度導入）

学習者用タブレット端末のホーム画面に「なやみ SOS」のアイコンを作成。このアイコンから、なやみの状況を送信でき、学校ではなくスクールソーシャルワーカーと市教育委員会が確認。児童生徒本人の意思を最優先し、なやみの解決や、過ごしにくさに寄り添い、いじりがいじめに発展する等が起きない環境を醸成。

○ 子どもの権利学習（令和 7 年度導入）

人権週間における全校学習や、市子ども権利擁護委員と連携し、子どもの権利を児童生徒だけでなく、教職員が学習する環境整備。スクールロイヤーやスクールソーシャルワーカーへの相談も権利学習の一環とし、すべての児童生徒がいじめを受けることなく、安心して暮らせる状況醸成。

<参考>いじめ防止に関する懇談会（通称：ランチミーティング）時のキーワード

学校名	日進西中学校	実施日	令和6年12月17日
参加者	中学生2名（生徒会役員）教職員3名（校長、生徒会担当教諭）教育委員会3名（教育長、主任指導主事、指導主事）		
キーワード	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ0は難しい。減らすことはできる。 ・いじめ発見が大切 ・いじりといじめの境界線 ・相互理解の重要性 ・解決には大人の介入が必要 ・生徒から生徒への呼びかけ ・仕返しが無いような配慮 ・いじめSOSの周知 		

学校名	日進東中学校	実施日	令和7年2月13日
参加者	中学生6名（生徒会役員）教職員3名（校長、生徒指導主事、生徒会担当教諭）、教育委員会3名（教育長、主任指導主事、指導主事）		
キーワード	<ul style="list-style-type: none"> ・SNS上の悪口の横行 ・個の特性把握 ・いじめの予兆把握 ・タブレット端末の持ち帰り ・いじめSOSのQRコード化 ・一方的、継続的ないじり ・教育相談を行う場所の配慮 ・先生と1対1で話す機会の確保 		

学校名	日進中学校	実施日	令和7年2月18日
参加者	中学生6名（生徒会役員）教職員3名（校長、生徒指導主事、生徒会担当教諭）、教育委員会3名（教育長、主任指導主事、指導主事）		
キーワード	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめの認識 ・悪意の有無 ・いじめをいち早く察知できるシステム ・SOSの発信を受け取る教員の受容力 ・SOS発信できる窓口の周知 ・学級でいじめを話し合う時間（≒こどもの権利学習）の確保 		

学校名	日進北中学校	実施日	令和7年2月25日
参加者	中学生4名（生徒会役員）教職員2名（校長、生徒会担当教諭）、教育委員会3名（教育長、主任指導主事、指導主事）		
キーワード	<ul style="list-style-type: none"> ・いじりの多さ ・いじめSOSの周知 ・自宅からのSOS発信 ・相談室の利用法の周知 ・被害者を受け止める環境作り ・スクールカウンセラー、相談員の常勤化 ・相談者が特別視されない工夫 		

学校名	日進西中学校	実施日	令和7年3月14日
参加者	中学生7名（生徒会役員）教職員3名（校長、生徒会担当教諭）、教育委員会3名（教育長、主任指導主事、指導主事）		
キーワード	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめSOSの使用法の周知 ・いじめSOS送信後の対応 ・生徒の呼び出し方や聞き取り方の配慮 ・自ら発信する力 ・SNSによるいじめの複雑化、解決の困難さ ・SNS上の証拠の取り方 ・いじめに関する対話の機会の確保、対象の拡大 		

第6 重大事態

1 重大事態とは

重大事態とは、教育委員会が、いじめ防止対策推進法第28条に当たると判断した事態及びいじめによらない場合でも以下の事態をさします。

- いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当期間（年間30日を目安とする。）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

2 重大事態への対応

- (1) 重大事態が発生した場合は、速やかに教育委員会に報告し、別添「**重大事態発生時の対応フロー図**」に基づいて対応します。
- (2) 調査結果については、被害児童生徒、保護者に対して適切に情報を提供し、合意形成に努めます。
- (3) 長期欠席にかかる理由が曖昧な場合等、児童生徒の不調の理由が確定していない場合は、各学校は教育委員会と緊密に報告・連絡・相談を行い、学校内だけに留まることなく幅広く調査して、原因を確実に把握するよう努めるとともに、重大事態に備えた対応を取ることとします。

第7 学校の取組に対する検証・見直し

学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取り組みについては、PDCAサイクル(PLAN⇒DO⇒CHECK⇒ACTION)で見直し、実効性のある取り組みとなるように努めます。いじめに関する項目を盛り込んだ教職員による取組評価及び保護者への学校評価アンケートを実施し、学校別対策委員会においていじめに関する取り組みの検証を行います。

日進市教育委員会学校教育部学校教育課

電 話 0561-73-4145

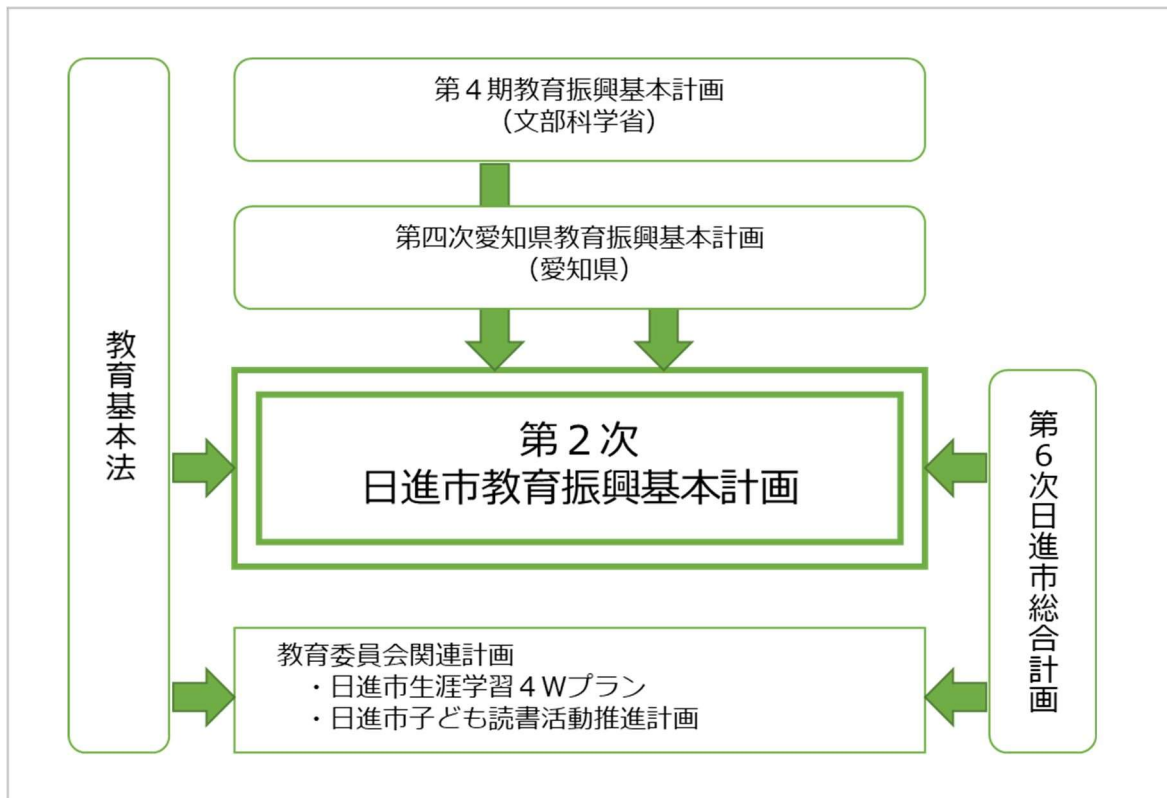
F A X 0561-74-0258

第2次日進市教育振興基本計画中間見直しについて

1 要旨・概要

2021年（令和3年）4月に「第2次日進市教育振興基本計画」を策定しましたが、第2次の計画期間が2021年度（令和3年度）から2030年度（令和12年度）までのため、計画の中間年にあたる本年度において中間見直しを行うものです。

2 計画の位置づけ



3 中間見直しの方針等

(1) 記載内容の加除修正

中間見直しであるため、計画内容の大幅な変更は行わず、主に次の事項について加除修正を行うものとします。

ア 重点施策

現状と課題、主な事業

イ 基本施策

現状と課題、取り組みの柱、主な事業

※加除修正の理由は「①時点修正」、「②国や県の制度新設・変更による見直し」、「③社会、経済情勢の変化による見直し」とします。

(2) 指標の確認・最終目標値の修正

指標の達成状況を確認し、必要があれば最終目標値を修正します。

また、指標が適切だと考えられない場合は、指標の変更も検討します。

4 中間見直しの内容

これまでの検討において、重点施策における主な事業では「部活動の地域展開」の追加や「学校と図書館との連携」の修正などを行ったほか、基本施策における主な事業では「子どもの気持ちや考えを伝える場づくり」の追加や「地域資源を活用した子どもの学習や体験活動の支援」の修正などを行いました。

5 今年度のスケジュール（予定含む）

年月日	会議等	検討内容
R7. 5. 22	第1回日進市教育振興基本計画策定委員会	計画見直しの目的、位置づけ、スケジュール確認及び修正内容の検討
R7. 7. 17	第2回日進市教育振興基本計画策定委員会	修正内容の検討
R7. 9. 30	第3回日進市教育振興基本計画策定委員会	修正内容の検討
R7. 11. 4	小中学校長会議	中間見直しに係る報告
R7. 11. 12	11月定例教育委員会	中間見直しに係る報告
R7. 11. 12	第1回日進市総合教育会議	中間見直しに係る報告
R7. 12. 8 ~ R8. 1. 7	パブリックコメントの実施	
R8. 1月下旬	第4回日進市教育振興基本計画策定委員会	パブリックコメントへの対応及び最終案の取りまとめ
R8. 3. 11	小中学校長会議	中間見直しに係る報告
R8. 3. 11	3月定例教育委員会	中間見直し（案）の上程
R8. 3月下旬	改訂及び公表	

後援等名義使用許可一覧

審査会にて審査した結果、以下のとおり教育委員会の後援名義の使用を許可しましたので報告します。

審査会開催日 令和7年9月1日(月)～9月8日(月) 【電子会議】
 令和7年9月3日(水)～9月8日(月) 【電子会議】
 令和7年9月8日(月)～9月12日(金) 【電子会議】
 令和7年9月16日(火)～9月19日(金) 【電子会議】
 令和7年9月16日(火)～9月24日(水) 【電子会議】
 令和7年9月26日(金)～10月6日(月) 【電子会議】
 令和7年9月29日(月)～10月6日(月) 【電子会議】

No	許可決定日	事業名	申請者	実施日	参加費	目的	新規申請
1	2025/9/12	モラロジー講演会	愛知日進モラロジー事務所 代表世話人 柴山 眞智子	2025/10/19	無料	生涯学習の観点から、道徳に基づく人間形成および健全で民主的な社会づくりに参画するための教養を高めることを目的とする。	
2	2025/9/12	第8回ロングトライアル女子30Kマラソンin愛知池	ロングトライアルマラソン女子30K実行委員会 実行委員長 竹中 清朗	2026/1/25	有料	ランニングを通じて健康維持・増進を促し、フルマラソン完走を目指す女性のためのトライアルレースを開催するもの。	
3	2025/9/12	地域別県民文化大祭典2025	地域別県民文化大祭典2025中央実行委員会 実行委員長 仲井 真司	2025/9/28～12/7	無料	「祭典」を通じて、地域、家庭、学校が協力・共同を広げ、学校改革・教育改革を進めながら、愛知県における教育の振興に寄与するもの。	
4	2025/9/12	第7回愛知池周回マラソン	日進市陸上競技協会 会長 佐藤 正明	2026/2/1	無料	地域住民のランニング愛好者から競技志向の選手まで手軽に参加できる長距離記録会を実施し、ともに走る楽しさを体験することにより参加者の体力の向上、健康づくりに寄与するもの。	
5	2025/9/12	文化庁伝統文化親子教室事業 にしん日本舞踊・舞踊殺陣・着付け子ども教室 合同発表会日本舞踊瑞鳳琉舞い初め会	日本舞踊瑞鳳流 家元 瑞鳳 澄依	2025/11/1～2026/1/18	無料	地域のこどもを対象に日本の伝統文化である日本舞踊・舞踊殺陣・着付けを学び親しんでいただくとともに、教室での成果を発表会にて披露し、伝統芸能の継承を目的とする。	
6	2025/9/18	BALL PARK LAND 2025 in NISSHIN NAGAKUTE	一般社団法人フィンガーズクロス協会 代表理事 白井 陽介	2025/12/13、12/14	無料/有料	スポーツに触れる機会が少ない人に、触れる機会を提供するとともに、普段は試合出場の機会が少ない子がレギュラーで出場するサッカー大会「輝友杯」を開催し、勝ちに拘らず全員が輝く大会を目指すもの。	

N o	許可 決定日	事業名	申請者	実施日	参加費	目的	新規 申請
7	2025/9/18	岩崎城棒の手体験教室	日進市文化遺産活用実行委員会 委員長 田内康介	2025/10/25 ～12/13	無料	日進市が発祥との説もある、愛知県の民俗芸能である棒の手を広く知っていただき、伝統芸能の後継者増加に寄与するもの。	○
8	2025/9/18	赤池まち灯り2025	赤池まち灯り実行委員会 委員長 山田 幹雄	2025/10/11 ～10/12	無料	地域の竹を使い、竹あかり・三角灯籠を制作し、地域住民が世代を超えて交流する機会を提供するもの。竹のオブジェを見たり、音楽会に参加した親子の交流を深めるとともに、日進市を代表する新しい文化の育成を目指すもの。	
9	2025/9/25	未来と学びのeスポーツフェスタ	一般社団法人JS ism 代表理事 森 信之	2025/11/9	有料	子どもたちが安心してICTやeスポーツに触れる機会を通じて、健全な成長と学びを促進することを目的とし、ネットリテラシーや情報モラルの啓発を取り入れ、協調性・創造力・判断力を育む教育的な学びの場を提供するもの。	○
10	2025/10/2	令和7年度 愛知県児童福祉施設入所児童フットサル大会	愛知県児童福祉施設長会 会長 中屋 浩二	2025/12/26	有料	フットサルを通じて児童福祉施設に入所している児童達の親睦を深め、努力の大切さや仲間を思いやる気持ちを育てることを目的とするもの。	
11	2025/10/8	はじめての投資～あのお菓子が投資で誕生?!～	愛知キッズマネースクールかぞく校 会長 本田 篤洋	2025/11/30	無料	お金を使って企業を応援することを投資と理解し、そのメリットについて学ぶとともに、投資ゲームを通じて株価の変動によって自分のお金が増減する事を体験することで、金銭知識を身に付け、子どもたちの生き抜く力を育成するもの。	○
12	2025/10/8	令和7年度日本中部学級力向上研究会中部支部大会 (旧中部学級力向上研究会)	日本学級力向上研究会東日本ブロック中部支部 会計担当理事 河村 敏文	2025/10/26	有料	現職教員による実践発表を行い、議論を深め、学術の振興に寄与するもの。	○
13	2025/10/8	足が速くなる教室	一般社団法人日本こどもスポーツ協会 理事 野村 由香	2025/10/26 2025/11/9 2025/11/16	無料	子どもたちの運動不足の改善、運動能力向上を目的とし、体を動かすことを楽しんでもらうもの。	
		以下余白					

後援等名義使用実績報告一覧

教育委員会の後援名義の使用実績について報告します。

(実績報告受付期間 令和7年9月11日から令和7年10月22日まで)

No	実績 受付日	事業名	実績報告者	実施日	参加者数	新規 申請
1	2025/9/12	第19回 おもしろ体験子屋	特定非営利活動法人 なかまの家 代表理事 竹腰 雅彦	2025/8/24	1,048人	
2	2025/9/16	第36回愛知サマーセミナー	愛知サマーセミナー実行委員会 実行委員長 宮下 重和	2025/7/19～ 2025/7/21	4万人	
3	2025/9/16	令和7年度愛知県児童福祉施設入所児童卓球大会	愛知県児童福祉施設長会 会長 中屋 浩二	2025/8/19	300人	
4	2025/10/7	第14回トヨタ紡織・デンソー合同レガッタ	株式会社デンソー総務部スポーツ プロモーション室 ボート部 部長 伊藤 公平 トヨタ紡織株式会社 総務部 ウェルビーイング推進室 室長 永谷 啓介	2025/9/20	1500人	
5	2025/10/7	令和7年度文化庁伝統文化親子教室事業「和装・作法教室」	和装・作法教室あさがお会 会長 岡部 康男	2025/7/19～2025/9/6	20人	○
6	2025/10/9	2025年度スポ協まつりアウトドアすぼ一つ体験会	日進市スポーツ協会 会長 森 健司	2025/9/28 予備日 2025/10/12	660人	
7	2025/10/15	2025白山宮ジュニアチャレンジ	一般社団法人階段普及推進協会 代表理事 奥野 晋一郎	2025/9/27	212人	○
8	2025/10/17	みんなで草すっきりプロジェクト	一般社団法人愛知中央青年会議所 理事長 加納 やすこ	2025/8/24 予備日 2025/8/31	80人	○
9	2025/10/20	モラロジー講演会	愛知日進モラロジー事務所 代表世話人 栗山 眞智子	2025/10/19	13人	

1 1月定例教育委員会 事務局報告用資料

担当：学習政策課

10月24日（金） 日進市立西小学校改築基本構想・基本計画に係るワークショップ

西小学校を移転し、新しい小学校を建築するための基本構想及び基本計画を策定するにあたり、地域のみなさまの意見を反映するためのワークショップを開催しました。9名の地域の方が参加され、「地域における学校施設のあり方について」をテーマに、地域開放のあり方や、地域と連携した学びの場のあり方などについて、意見聴取しました。

日進市民会館ネーミングライツパートナー選定における審査結果について

ネーミングライツパートナーの選定にあたり、令和7年10月3日に選定委員会を開催し、厳正な審査を行い総合的に審査評価した結果、下記のとおり第一優先交渉権者を選定しました。

記

- 1 対象施設 日進市民会館
- 2 愛称案 にっしんマspro市民会館
- 3 第一優先交渉権者 マspro電気株式会社
愛知県日進市浅田町上納80
- 4 希望金額 200万円/年額（税抜）
- 5 応募者数 2者
- 6 審査方法
日進市ネーミングライツ導入ガイドライン第11項に基づき設置した選定委員会において、審査基準に基づき審査し、最高得点を獲得した応募者を第一優先交渉権者としました。
- 7 その他
今後、優先交渉権者と契約条件の細目を協議し、合意に至った時点でネーミングライツパートナー契約を締結する予定です。

1 1月定例教育委員会 事務局報告用資料

担当：学び支援課

10月4日（土）	愛知県立芸術大学連携講座 「木管サウンドラボ～にっしん子ども吹奏楽プロジェクト
	市民会館小ホールにて、木管楽器のプロ奏者や大学生による音のしくみや正しい吹き方を“学びなおす”子どものための講座を開催し、中学1年生～3年生までの吹奏楽部員（希望者は小学6年生も可）40名（内個別レッスン29名）が参加しました。
10月4日（土）	総合運動公園フェスティバル
	雨天の影響により取り止めた行事もありましたが、総合運動公園で遊歩道ウォーキング、モルック及びピククルボールの体験会を行い、来園者が楽しみながら参加しました。
10月10日（金）	にっしん少年少女創意くふう展表彰式
	「にっしん少年少女創意くふう展」にて出品された15作品の内、発明クラブ会長賞1作品2名、奨励賞3名、合計5名の受賞者を表彰しました。
10月11日（土）	第2回日進市陸上競技記録会（愛知駅伝日進市代表選手選考会）
	12月6日（土）開催の愛知県市町村対抗駅伝競走大会日進市代表選手選考を兼ねた記録会を、愛知学院大学で開催しました。小学生部門から一般部門までの185名の参加がありました。
10月19日（日）	第40回日進市民俗芸能発表会
	日進市民俗芸能連合会に所属する保存会10団体による郷土芸能の発表会が市民会館小ホールで行われ、各保存会による「お神楽」や「お囃子・太鼓」、「棒の手」などが披露されました。
11月2日（日）～12月21日（日）	香久山古窯の一般公開
	11月2日（日）から12月21日（日）までの毎週日曜日に、香久山古窯の一般公開を行っています。昨年度から夏の暑い時期を避け、春と秋冬の年2回公開としました。香久山古窯は平安時代初期（9世紀初期）の典型的な窖窯（あながま）で天井を除きほぼ完全な状態で残存している貴重な文化財です。より多くの人に知っていただくため、期間中は、香久山古窯のほか、岩崎城・旧市川家住宅を巡る「文化財巡りクイズスタンプラリー」を実施します。
11月10日（月）	第2回文化財保護審議会
	文化財行政にかかる令和7年度上半期事業報告について、それぞれの分野での専門家を中心とした委員の皆様から、ご意見、ご提案等をいただきました。

1 1月定例教育委員会 事務局報告用資料

担当：図書館

10月25日（土）人形劇がやってくる！

人形劇ちんどん による人形劇『トラックとらすけ』を開催しました。人形劇を通して図書館に親しみを持ってもらい、読書習慣を育んでほしいという上演の目的が伝わり、公演後には児童コーナーに多くの参加者の姿がありました。

11月8日（土）～16日（日）図書館まつり

図書館をもっと身近に感じてもらうため、身も心もウキウキわくわくするような事業を図書館ボランティアと共に実施しました。主な事業は以下のとおり。

- ・本の修理、ブッカーサービス、ボランティア団体による読み聞かせ、おはなし会、しおり作り
- ・おすすめの本を紹介してください、図書館探検クイズラリー
- ・にったん・あじもふと秘密を解き明かそう！
- ・花の植栽プランターで皆さんをお出迎え

11月定例教育委員会 事務局報告用資料

担当：学校教育課

10月11日（土）小中学校提案型研修プレゼンテーション		
<p>子どもたちの「やってみたい」という思いを形にする小中学校提案型研修プロジェクトの教育長プレゼンテーションを実施しました。今回は、日進中学校の生徒から「平和学習体験ツアー in 広島」、日進西中学校の生徒から「外国人交流プロジェクト」の提案がありました。</p> <p>10月15日から来年1月7日までの間、100万円を目標としてふるさと納税型クラウドファンディングを実施し、中学生の活動を支援します。</p>		
愛日地方教育事務協議会 学校訪問（赤池小学校、日進中学校、西小学校、南小学校）		
10月 6日（月）	赤池小学校	
10月16日（木）	日進中学校	
10月30日（木）	西小学校	
11月10日（月）	南小学校	
野外活動		
10月 2日（木）～ 3日（金）	南小学校	〔行先〕 旭高原自然の家
10月 9日（木）～10日（金）	梨の木小学校	〔行先〕 旭高原自然の家
10月29日（水）～30日（木）	香久山小学校	〔行先〕 旭高原自然の家
11月 5日（水）～ 6日（木）	相野山小学校、赤池小学校	〔行先〕 旭高原自然の家
修学旅行		
〔行先〕 京都・奈良		
10月14日（火）～15日（水）	西小学校、北小学校、北小青葉分校、南小学校、相野山小学校、香久山小学校	
10月15日（水）～16日（木）	東小学校、梨の木小学校、赤池小学校、竹の山小学校	
中学校体育大会		
以下の日程で開催しました。生徒は全力で演技・競技に取り組んでいました。		
10月 2日（木）	日進東中学校	
10月23日（木）	日進西中学校、日進北中学校	
10月30日（木）	日進中学校	
小学校運動会		
以下の日程で開催しました。児童は全力で演技・競技に取り組んでいました。		
11月6日（木）	西小学校	
11月8日（土）	東小学校	

1 1月定例教育委員会 事務局報告用資料

担当：学校給食センター

学校給食献立コンクールを実施

小中学校の夏休みの自由課題として行った学校給食献立コンクール「あったらいいな！こんな給食」について、合計745作品（昨年：合計277作品）の応募をいただき、学校給食センターの調理員、栄養教諭、職員の大きな励みになりました。審査の結果、14作品を実際の給食で再現します。来年1月から毎月、市長・教育長が献立を作った児童生徒の学校のクラスに訪問し、給食を通じた懇談会を開催する予定です。

「卒業お祝い給食」でクラウドファンディングを実施（令和7年10月10日から令和8年1月7日まで）

子どもたちの卒業を思い出に残るものにするため、「卒業お祝い給食」を実施し、クラウドファンディングで応援していただきます。目標金額は300万円です。いただいた寄付金で、子どもたちが考えた献立を中心に、地元の農産物を使用したり、地元の菓子店とコラボレーションするなどスペシャルな給食を提供します。

教育委員会行事予定表

令和7年11月13日(木)から令和7年12月10日(水)まで

日程		行事内容	場所
11月13日	木		
11月14日	金	菊花大会表彰式	岩崎城
11月15日	土	日進市民まつり第46回にしん文化祭 「祈」～平和を願って～(～11/16)	市民会館
11月16日	日		
11月17日	月	まちなかぎゃらりー(～11/28)	日進市民会館、旧市川家住宅
11月18日	火	学校音楽アウトリーチ「音のかけはし」	赤池小学校
11月19日	水	シルバースクール給食体験会	学校給食センター
11月20日	木		
11月21日	金		
11月22日	土		
11月23日	日		
11月24日	月		
11月25日	火	県民の日学校ホリデー	
11月26日	水		
11月27日	木		

教育委員会行事予定表

令和7年11月13日(木)から令和7年12月10日(水)まで

日程		行事内容	場所
11月28日	金	校長会、教育委員合同会議 名古屋学芸大学連携講座「イメージコラージュ 心象を形にするデザイン体験」 学校音楽アウトリーチ「音のかけはし」 おいしい給食体験会	日進市役所 市民会館 竹の山小学校 学校給食センター
11月29日	土		
11月30日	日		
12月1日	月	市議会12月定例会 本会議①	
12月2日	火	市議会12月定例会 本会議②	
12月3日	水	市議会12月定例会 本会議③	
12月4日	木	学校音楽アウトリーチ「音のかけはし」 給食懇談会（献立コンクール優秀賞献立再現）	北小学校 香久山小学校
12月5日	金	市議会12月定例会 総務文教委員会	
12月6日	土	愛知県市町村対抗駅伝競走大会	
12月7日	日	少年少女軟式野球教室	名城大学日進総合グラウンド
12月8日	月		
12月9日	火	学校音楽アウトリーチ「音のかけはし」	南小学校
12月10日	水	12月定例教育委員会	日進市役所